

## 3 実施計画の概要

### (1) 実施計画策定の目的

実施計画は、基本計画に掲げる「主なとりくみ」を具現化するために実施する91の事務事業について、実施の時期や事業概要、事業費の見込額などを示し、毎年度の予算編成の前提とするとともに、効率的かつ計画的な事務事業の推進を図ることを目的としています。

### (2) 事務事業別予算

消防組合の予算は、消防局各課及び消防署別の1事業1所属の予算に細分化することで、所属別にどのような事業が行われ、各事業にどのくらいの費用が掛かっているかを知ることができるよう、予算の明確化を図っています。

### (3) 重点事務事業の選定

実施計画に位置付けられた事務事業のうち、基本計画に掲げる10年後の目標を実現するために、組合行政運営上特に重きを置き、重点的かつ優先的に取り組む主要な事務事業を重点事務事業として設定します。

なお、重点事務事業の選定に当たっては、毎年度、下記の「重点事務事業選定の基本的な考え方」をもとに、総合計画の進捗状況、消防現況、財政状況等を勘案した中で重点事務事業の選定基準を示します。

※これまで、実施計画に掲げる「重点事務事業」については、組合行政運営上、特に優先的に取り組む事業の明確化を目的としてランク付けをしていましたが、社会情勢に伴う消防需要等への変化に対応するためには、ランク付けをせず重点事務事業の横断的調整を図りながら、事業を推進していくことが望ましいことから、令和2年度実施計画から削除しました。

#### 《重点事務事業選定の基本的な考え方》

- ① 法令等の制定又は改正により重点的かつ優先的に取り組まなければならない事務事業
- ② 災害への事前対策と活動体制の強化を図るため、優先的に取り組む必要がある事務事業
- ③ 個別計画に基づく消防施設、消防・救急車両の整備など、後年度の財政負担や歳出の平準化を踏まえた中で計画的に推進していく事務事業
- ④ 消防情報システムの整備など、情報技術の進展により業務効率の向上が図られ、費用対効果の面からも推進していく事務事業
- ⑤ 新たな発想や企画による事務事業で組合行政の発展に大きく貢献できると判断される事務事業

## 《令和6年度重点事務事業内容》

- 職員研修事業（消防局）  
専門性の高い知識・技術の習得や若年職員への消防活動等の知識・技術の伝承を推進する。
- 消防施設整備事業（消防局）  
施設整備計画に基づき消防力向上のため施設の改修及び整備を行う。
- 車両更新整備事業（消防局）  
車両整備計画に基づき消防車両等を整備する。
- 消防活動事業（消防局、各消防署）  
充実した消防訓練施設を活用し、火災等を想定した各種の消防活動訓練を行う。
- 救急車両更新事業（消防局）  
車両整備計画に基づき救急車両を整備する。
- 救急活動事業（消防局、各消防署）  
増加する救急需要に迅速かつ適正に対応するため、より一層の体制強化を行う。
- 通信指令管制事業（消防局）  
大規模化する災害に対応できるよう、消防指令業務の共同運用を開始し、広域的な応援体制を構築する。
- 消防同意・査察事業（消防局、各室）  
違反防火対象物については、危険性や悪質性の高い防火対象物の中でも、特に人命危険の高いものを選別し、厳格な是正措置を行う。

## 《令和6年度重点事務事業》

事務事業名	記載ページ
職員研修事業（消防局）	18
消防施設整備事業（消防局）	24
車両更新整備事業（消防局）	31
消防活動事業（消防局、各消防署）	36～39
救急車両更新事業（消防局）	40
救急活動事業（消防局、各消防署）	42～45
通信指令管制事業（消防局）	51
消防同意・査察事業（消防局、各室）	58～59

## (4) 実施計画の評価

実施計画の評価は、消防組合が導入している計画評価システムを活用し、事務事業の「事前評価」と「事後評価」を実施することで、翌年度の事業計画と予算に反映させます。また、住民への説明責任を果たし、組合運営の透明性を確保します。

事前評価	翌年度に実施する事務事業を評価対象として、事務事業の内容や費用対効果について「目的妥当性」、「有効性」、「効率性」、「将来目標への貢献度」といった視点により評価を行い、翌年度の事業計画と予算に反映させます。
事後評価	事後評価を対象とする事務事業について「目的妥当性」、「有効性」、「効率性」といった視点により評価を行い、事務事業の成果と課題について検証し、効果を高めるよう見直しを推進するとともに、実施する必要性が低い事務事業の休止・廃止等を検討し、事務事業の整理合理化を図ります。

### 《事務事業評価対象事業の基準》

事後評価を行う事務事業は、次に定める基準に基づき毎年度指定します。

- ① 法令等で市民等に公表することが義務付けられている施策及び事務にかかわる事務事業
- ② 市民等との情報の共有化、公正の確保及び透明性の向上を図るため、公表することが適切であると認められる事務事業
- ③ 事務事業の内容、コスト及び実績を明らかにし、事務事業の必要性、有効性及び効率性を評価することで、事務事業の見直しや改善に結びつく事務事業

## 《令和6年度事務事業評価対象事業》

No	事務事業名	No	事務事業名
1	企画調整事業（消防局）	33	救急活動事業（狭山消防署）
2	広報表彰事業（消防局）	34	救急活動事業（入間消防署）
3	職員研修事業（消防局）	35	救急活動事業（飯能日高消防署）
4	議会運営事業（消防局）	36	メディカルコントロール協議会運営事業（消防局）
5	財務事業（消防局）	37	救急救命士教育事業（消防局）
6	消防施設整備事業（消防局）	38	救急隊指導事業（消防局）
7	消防施設管理事業（消防局指令管理課）	39	応急手当普及啓発事業（消防局）
8	消防施設管理事業（所沢中央消防署）	40	応急手当普及啓発事業（所沢中央消防署）
9	消防施設管理事業（所沢東消防署）	41	応急手当普及啓発事業（所沢東消防署）
10	消防施設管理事業（狭山消防署）	42	応急手当普及啓発事業（狭山消防署）
11	消防施設管理事業（入間消防署）	43	応急手当普及啓発事業（入間消防署）
12	消防施設管理事業（飯能日高消防署）	44	応急手当普及啓発事業（飯能日高消防署）
13	消防救急無線維持管理事業（消防局）	45	通信指令管制事業（消防局）
14	通信指令システム維持管理事業（消防局）	46	火災予防事業（消防局）
15	内部情報システム維持管理事業（消防局）	47	火災予防事業（消防局（狭山室））
16	車両更新整備事業（消防局）	48	火災予防事業（消防局（入間室））
17	消防機械器具整備事業（消防局）	49	火災予防事業（消防局（飯能日高室））
18	消防水利整備事業（所沢中央消防署）	50	火災原因調査事業（消防局）
19	消防水利整備事業（所沢東消防署）	51	火災原因調査事業（消防局（狭山室））
20	消防水利整備事業（狭山消防署）	52	火災原因調査事業（消防局（入間室））
21	消防水利整備事業（入間消防署）	53	火災原因調査事業（消防局（飯能日高室））
22	消防水利整備事業（飯能日高消防署）	54	消防同意・査察事業（消防局）
23	消防活動事業（消防局）	55	消防同意・査察事業（消防局（狭山室））
24	消防活動事業（所沢中央消防署）	56	消防同意・査察事業（消防局（入間室））
25	消防活動事業（所沢東消防署）	57	消防同意・査察事業（消防局（飯能日高室））
26	消防活動事業（狭山消防署）	58	保安事業（消防局）
27	消防活動事業（入間消防署）	59	保安事業（消防局（狭山室））
28	消防活動事業（飯能日高消防署）	60	保安事業（消防局（入間室））
29	救急車両更新事業（消防局）	61	保安事業（消防局（飯能日高室））
30	救急活動事業（消防局）	62	防災関係機関連携強化事業（消防局）
31	救急活動事業（所沢中央消防署）	63	広域応援体制整備事業（消防局）
32	救急活動事業（所沢東消防署）		